

関東学生オリエンテリング連盟の会計に係る規約

第一条 目的

この規約は、毎年に関東学生オリエンテリング連盟(以下、本連盟)の歳出歳入に関し、その大枠を定めたものである。これによって本連盟の毎年の会計の在り方を概ね規定するものとする。

第二条 歳出1

主な歳出は、以下の3つである。これに加えて、第三条に追加的な歳出を規定する。

- 1 日本学生オリエンテリング選手権大会ロングディスタンスの部関東地区セレクションの開催に係る費用。これは実行委員会に10万円を支払うものとする。また、セレクション開催後に実行委員会に赤字が生じた場合は、赤字を本連盟が補てんする。
- 2 日本学生オリエンテリング選手権大会ミドルディスタンスの部関東地区セレクションの開催に係る費用。これは実行委員会に10万円を支払うものとする。また、セレクション開催後に実行委員会に赤字が生じた場合は、赤字を本連盟が補てんする。
- 3 日本学生オリエンテリング選手権大会スプリント競技の部関東地区セレクションの開催に係る費用。これは実行委員会に10万円を支払うものとする。また、セレクション開催後に実行委員会に赤字が生じた場合は、赤字を本連盟が補てんする。
- 4 関東学連新人戦にかかる費用。割安で新人をはじめとした加盟員に参加してもらうために、新人戦としての収支が10万円赤字になるものとする。新人戦会計は新人戦開催後、学連会計に吸収する。

また、これら歳出が規定の金額に達しなかった場合、その分を後の主催事業にまわしてもよい。

第三条 歳出2

第二条に定められる歳出に加え、以下の歳出が想定される。

- 1 事務局家賃。日本学生オリエンテーリング連盟と同じ事務局を使用する年度は、最低でも家賃の1カ月分を日本学連に納めなければならない。
- 2 日本学連幹事会・日本学連総会に出席する本連盟代表幹事の宿泊費。
- 3 幹事会・総会の幹事交通費。幹事会や総会に出席する関東学連幹事は、開催日の1週間前までに会計担当に必要経費を申請。ただし十の位以下は切り捨てとする。また、所定の期日までに申請が無い場合は、会計は必要経費を支払う必要はない。
- 4 その他雑費。新歓活動にかかる費用や各種手数料など。本連盟の活動に必要な諸経費。

第四条 加盟登録による歳入

- 1 加盟登録料について、加盟費は各加盟員に一律な金額を設定しなければならない。ただし、加盟登録年度による差別化は認める。
- 2 期日を過ぎた加盟登録に関しては、追加料金を請求することができる。

第五条 そのほかの歳入

- 1 日本学連からの賛助会員費の還元分は、新歓ペアO大会の運営費に回すものとする。
- 2 その他本連盟が独自に募金等行うことは妨げない。ただし、その用途を必ず総会で報告しなければならない。

第六条 修正

この規約の修正には、関東学連加盟校の過半数の賛成を必要とする。

平成 22 年 1 月 制定

平成 22 年 11 月 一部改訂

平成 29 年 6 月 20 日改正